

恵庭市医療助成事業の自己負担月額上限の変更について

変更内容：重度・ひとり親・子ども 各事業共通(未就学児を除く市民税課税世帯の受給者)

平成29年7月31日まで

入院 月額 44,400 円
外来(訪問看護含む) 月額 12,000 円



平成29年8月1日から平成30年7月31日まで

入院 月額 57,600 円(多数回該当 44,000 円※)
外来(訪問看護含む) 月額 14,000 円(年額上限 14 万 4,000 円まで※※)



平成30年8月1日から

入院 月額 57,600 円(多数回該当 44,000 円※)
外来(訪問看護含む) 月額 18,000 円(年額上限 14 万 4,000 円まで※※)

※ 過去12ヶ月以内に、同一助成かつ同一世帯内で3回以上、上限額に達した月がある場合は、4回目から44,400円とする。

※※ 外来の年上限額について

毎年8月1日から翌年7月末までを1年間として計算いたします。

該当になった場合は、翌年8月以降に、保険証・受給者証に領収書を添えて申請ください。

(詳しくはお問合わせください)。

お問合わせ先

〒061-1498

恵庭市 保健福祉部 国保医療課 医療助成担当

TEL:0123-33-3131 内線 1166・1242